

平成19年度 事務事業評価表

所属 07100000

福祉部 福祉管理課

事務事業	041401 特別養護老人ホーム建設費等助成						
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	要介護1以上で、自宅での介護が困難なため特別養護老人ホームの利用が必要な高齢者						
事務事業意図	要介護者が必要なときに特別養護老人ホームを利用し、必要な介護サービスが受けられるようにする。						
事務事業手段	昭和61年度事業開始。特別養護老人ホームは、常時介護が必要で家庭での生活が困難な方が入所して介護を受ける施設である。区が直接整備するのではなく、サービスの供給主体である社会福祉法人の計画を支援して整備を進めている。区は、用地取得費、施設整備費等を助成し、地域交流スペースに対して別途加算を行っている。さらに、短期入所生活介護を併設する場合は、定員1人あたり100万円を加算している。平成18年度を初年度とする3年間の第3期介護保険事業計画では、平成20年度までに2施設300人分を整備支援することとしている。						
根拠法令	社会福祉法人に対する助成に関する条例						
現状と課題	特養の建設には、まとまった土地が必要なため、都市再生機構に、保有する土地を特養を整備する社会福祉法人に提供しよう働きかけてきた。この結果、18年度に、青戸第二団地建替跡地に定員130人の施設が竣工したのに続き、新宿六丁目地区(三菱製紙株中川工場跡地)で定員170人の施設の20年度竣工を目指す法人が現在東京都と補助協議中である。						
成果・活動指標	成果1：特別養護老人ホーム総定員数(区外25人含む)(竣工ベース) 成果2：総施設数(区外施設含まず)(竣工ベース) 活動1：設置相談件数 活動2：新設施設数(竣工ベース)						
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
		実績	1,055.00	1,185.00	1,185.00		
	成果指標2 [施設]	予定	12.00	13.00	13.00		
		実績	12.00	13.00			
	活動指標1 [件]	予定	25.00	25.00	10.00		
		実績	26.00	10.00			
	活動指標2 [施設]	予定	1.00	1.00	0.00		
		実績	1.00	1.00			
	トータルコスト (千円)	予定		94,923	4,650		
		実績	146,210	84,526			
総合評価	継続。特別養護老人ホームは、区民ニーズも高く今後も整備の助成が必要である。施設建設にあたっては、まとまった用地の確保が不可欠であることから、工場跡地等の大規模開発に際しては、開発事業者に対して用地の提供を働きかけていく。						
事業評価	事業の必要性	はい。特別養護老人ホームが整備されることにより、要介護者は必要なときに特養を利用し、必要な介護サービスが受けやすくなる。本事業は、高齢者が必要な介護や自立支援を受けて生活するのに大いに貢献している。					
	民間活用	実施困難。介護保険事業計画に沿って、介護保険サービス基盤の整備をすることは、保険者としての区の役割である。					
	成果向上余地	はい。特別養護老人ホームの整備を検討している社会福祉法人への支援を強めることによって、整備の促進を図る余地がある。					
	経費削減余地	いいえ。法人が施設整備時に準備しなければならない自己資金が増加したことや、平成18年度から国の都への交付金が廃止され、都の補助金が削減されることになったことから、区が現在の助成基準を引き下げるとは、整備を抑制することになりかねない。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07100000

事務事業 041401

福祉部 福祉管理課

特別養護老人ホーム建設費等助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		94,473	4,300		
	直接費	事業費	(6)		90,123	0		
	職員人件費	人件費	(7)		4,350	4,300		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.50	0.50		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.50	0.50		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		450	350		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		450	350			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		94,923	4,650			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	1,696	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	144,064	84,176			
	直接費	事業費	(25)	141,610	80,026			
	職員人件費	人件費	(26)	4,150	4,150			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.50	0.50			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.50	0.50			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	450	350			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	450	350				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	146,210	84,526				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07100000

福祉部 福祉管理課

事務事業	041402 短期入所生活介護整備費助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	要介護又は要支援の認定者で、短期入所生活介護の利用を必要とする高齢者					
事務事業意図	要介護者又要支援の認定者が必要なときに短期入所生活介護を利用し、必要な介護サービスが受けられるようにする。					
事務事業手段	平成7年度事業開始。短期入所生活介護は、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排泄・食事の介護等を受けるものである。区が直接整備するのではなく、サービス供給主体である社会福祉法人等の設置計画を支援して整備を進めている。区は、平成16年度に、特養との併設以外で短期入所生活介護を整備する事業者に区独自の助成制度を創設し整備を促進している。平成18年度を初年度とする3年間の第3期介護保険事業計画では、平成20年度までに3施設79人分を整備支援することになっている。					
根拠法令	社会福祉法人に対する助成に関する条例、短期入所生活介護整備費補助要綱					
現状と課題	平成16年度に創設した区独自の助成制度により、老人保健施設併設1か所19人（18年1月竣工）、介護専用型ケアハウス併設1か所9人（18年12月竣工）の整備を支援してきた。現在は、特養併設で整備（定員40人、19年度着工、20年度竣工）を計画する社会福祉法人が、東京都と補助協議中である。					
成果・活動指標	成果1：短期入所生活介護総定員数（竣工ベース） 成果2：総施設数（竣工ベース） 活動1：設置相談件数 活動2：新設施設数（竣工ベース）					
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
		実績	146.00	185.00	185.00	
	成果指標2 [箇所]	予定	10.00	12.00	12.00	
		実績	10.00	12.00		
	活動指標1 [件]	予定	26.00	26.00	10.00	
		実績	28.00	10.00		
	活動指標2 [箇所]	予定	1.00	2.00	0.00	
		実績	1.00	2.00		
	トータルコスト (千円)	予定		22,335	930	
		実績	37,670	22,275		
総合評価	継続。短期入所生活介護は、区民ニーズも高く今後も整備の助成が必要である。短期入所生活介護は、施設運営上、特別養護老人ホームや特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス等との併設が考えられるため、今後もこれらの施設の設置に合わせ、短期入所生活介護を整備するよう事業者にも働きかけていく。					
事業評価	事業の必要性	はい。短期入所生活介護が整備されることにより、要介護者、要支援者は、必要なときに短期入所生活介護を利用し、必要な介護サービスが受けやすくなる。本事業は、高齢者が必要な介護や自立支援を受けて在宅生活を継続することに大いに貢献している。				
	民間活用	実施困難。介護保険事業計画に沿って、介護保険サービス基盤の整備をすることは、保険者としての区の役割である。				
	成果向上余地	はい。特別養護老人ホーム等の設置を検討している事業者への支援を強めることによって、短期入所生活介護の整備の促進を図る余地がある。				
	経費削減余地	いいえ。都の補助制度の対象とならない、特別養護老人ホーム以外の施設との併設については、区独自の助成制度が必要であり、これ以上経費を削減する余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07100000

事務事業 041402

福祉部 福祉管理課

短期入所生活介護整備費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0	
		都道府県支出金	(2)		10,687	0	
		地方債	(3)		0	0	
		その他	(4)		0	0	
		一般財源	(5)		11,558	860	
	直接費	事業費	(6)		21,375	0	
	職員人件費	人件費	(7)		870	860	
		再雇用職員分	(8)		0	0	
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.10	
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.10	
	間接費	(12)		0	0		
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0	
		(加算)金利	(14)		0	0	
		(加算)退職給与引当	(15)		90	70	
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0	
		(控除)雑収入	(17)		0	0	
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	70		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		22,335	930		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0		
		都道府県支出金	(21)	18,375	10,687		
		地方債	(22)	0	0		
		その他	(23)	0	0		
		一般財源	(24)	19,205	11,518		
	直接費	事業費	(25)	36,750	21,375		
	職員人件費	人件費	(26)	830	830		
		再雇用職員分	(27)	0	0		
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.10		
	間接費	(31)	0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0		
		(加算)金利	(33)	0	0		
		(加算)退職給与引当	(34)	90	70		
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0		
		(控除)雑収入	(36)	0	0		
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	70			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	37,670	22,275			

平成19年度 事務事業評価表

所属 07100000

福祉部 福祉管理課

事務事業	041403 認知症高齢者グループホーム整備費助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	要介護又は要支援の認定者で中軽度の認知症があり、グループホームの利用が必要な方					
事務事業意図	要介護又は要支援の認定者が必要なときに認知症高齢者グループホームを利用し、必要な介護サービスが受けられるようにする。					
事務事業手段	平成13年度事業開始。認知症高齢者グループホームは、要介護認定を受けた中軽度の認知症がある方が共同で生活する住まいで、区は、要介護者の多様な住まいの一つとして事業者の計画を支援して整備を進めている。また、区は、平成16年5月から、介護保険事業計画に沿って良質な認知症高齢者グループホームの設置を誘導するとともに、介護保険料の抑制を図るため、設置指導要綱を定め、設置指導を行っている。平成18年度を初年度とする3年間の第3期介護保険事業計画では、平成20年度までに8施設144人分（累計18施設303人）の整備支援をすることとしている。					
根拠法令	葛飾区認知症高齢者グループホーム整備事業実施要綱・設置指導要綱					
現状と課題	平成18年度にグループホームの事業計画を公募し、選定された2施設36人分（うち整備費の助成は1施設18人分）が19年度の開設に向けて準備中である。19年度は、新たに6施設108人分の事業計画を公募し、現在、2施設36人分の事業計画が選定されている。					
成果・活動指標	成果1：認知症高齢者グループホーム総定員数（竣工ベース） 成果2：総施設数（竣工ベース） 活動1：設置相談件数 活動2：新施設数（竣工ベース）					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [人]	予定	168.00	159.00	285.00	
		実績	159.00	159.00		
	成果指標2 [箇所]	予定	11.00	10.00	17.00	
		実績	10.00	10.00		
	活動指標1 [件]	予定	20.00	30.00	10.00	
		実績	28.00	23.00		
	活動指標2 [箇所]	予定	1.00	0.00	7.00	
		実績	0.00	0.00		
	トータルコスト (千円)	予定		4,800	36,650	
実績		4,600	12,500			
総合評価	拡充。都の補助制度を活用して、グループホームに小規模多機能型居宅介護を併設する場合の加算措置や、消防法令で設置が義務付けられることになった防火設備の助成を行うことにより、グループホームの整備・改修を促進するとともに、利用者が安心してグループホームを利用できるようにする必要がある。					
事業評価	事業の必要性	はい。認知症高齢者グループホームが整備されることにより、要介護者、要支援者は、必要なときに認知症高齢者グループホームを利用し、必要な介護サービスが受けやすくなる。本事業は、高齢者が必要な介護や自立支援を受けて生活するのに貢献している。				
	民間活用	実施困難。介護保険事業計画に沿って、介護保険サービス基盤の整備をすることは、保険者としての区の役割である。				
	成果向上余地	はい。小規模多機能型居宅介護併設の場合には補助金を加算することにより、グループホームの整備も促進することができる。また、設置が義務付けられることになった防火設備の設置費助成を行うことにより、事業者の負担軽減と利用者の安全性向上が図られる。				
	経費削減余地	いいえ。本助成制度は、国の市町村交付金制度及び都の補助制度をベースに構築し、区の補助支出額は国又は都から概ね8割補填されるようにしている。本制度の見直しに当たっても、国、都の制度を踏まえることにしており、経費を削減する余地は無い。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07100000

事務事業 041403

福祉部 福祉管理課

認知症高齢者グループホーム整備費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	10,500		
		都道府県支出金	(2)		0	14,000		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		4,350	11,800		
	直接費	事業費	(6)		0	32,000		
	職員人件費	人件費	(7)		4,350	4,300		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.50	0.50		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.50	0.50		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		450	350		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		450	350			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		4,800	36,650			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	4,500			
		都道府県支出金	(21)	0	3,500			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	4,150	4,150			
	直接費	事業費	(25)	0	8,000			
	職員人件費	人件費	(26)	4,150	4,150			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.50	0.50			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.50	0.50			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	450	350			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	450	350				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	4,600	12,500				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07200000

福祉部 高齢支援課

事務事業	041406 養護老人ホーム措置						
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	環境上の事情及び経済的事情で養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者						
事務事業意図	施設入所させることで、心身の健康及び生活の安定を保持し、生きがいを持ち健全で安らかな生活を送れるようにする。						
事務事業手段	<p>事業開始年度 昭和38年度</p> <p>* 養護老人ホームへの入所措置等 高齢者の福祉のために特に必要があるときに、入所判定委員会で措置の要否判定を実施し、措置決定した高齢者を入所させる。</p> <p>* 費用徴収（老人福祉法28条） 措置を受けた高齢者及び扶養義務者から、負担能力に応じて費用を徴収する。毎年7月に費用徴収費改定を行う。</p> <p>* 介護保険対象者となった入所者の退所支援 入所中に、身体状況等の変化があった者に介護保険施設へ速やかに移行させるための調整を行う。</p>						
根拠法令	老人福祉法(第11条)						
現状と課題	本事業については、入所希望者の集団生活・規律生活等への適正についての判断 身体状況の変化により介護保険施設へスムーズに移行できるようなシステムの構築などの課題がある。						
成果・活動指標	<p>< 成果指標 > 新規入所者 / (前年度末待機者数 + 申請者数) × 100、目標：平成21年度100%</p> <p>介護保険施設への移行者数 / 介護保険施設への要移行者数 × 100、目標：平成21年度 100%</p> <p>< 活動指標 > 老人ホーム入所者数 介護保険施設への移行者数</p>						
目標達成状況	成果指標 1 [%]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
		実績	95.00	95.00	95.00		
	成果指標 2 [%]	予定	95.00	95.00	95.00		
		実績	95.00	60.00			
	活動指標 1 [人]	予定	165.00	160.00	160.00		
		実績	146.00	149.00			
	活動指標 2 [人]	予定	10.00	10.00	10.00		
		実績	14.00	6.00			
	トータルコスト (千円)	予定		323,476	295,999		
		実績	328,298	292,789			
総合評価	継続。法定の措置事務であり、虚弱高齢者への支援を進めるために継続して実施するべきである。						
事業評価	事業の必要性	はい。老人福祉法第11条に基づいた業務であるため。					
	民間活用	実施困難。老人福祉法、社会福祉法により措置権者が福祉事務所となっているため。					
	成果向上余地	いいえ。措置事務処理手順に沿って事業を実施しており、これ以上効果を上げる余地がない。					
	経費削減余地	いいえ。措置事務は、法的根拠の基で行うため、コストを削減する余地はない。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07200000

事務事業 041406

福祉部 高齢支援課

養護老人ホーム措置

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		54,952	47,307		
		一般財源	(5)		267,714	247,852		
	直接費	事業費	(6)		314,836	284,839		
	職員人件費	人件費	(7)		7,830	10,320		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.90	1.20		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.90	1.20		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		810	840		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		810	840			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			323,476	295,999		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	63,668	45,563			
		一般財源	(24)	264,180	246,666			
	直接費	事業費	(25)	323,698	285,589			
	職員人件費	人件費	(26)	4,150	6,640			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.50	0.80			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.50	0.80			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	450	560			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	450	560				
トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	328,298	292,789					

平成19年度 事務事業評価表

所属 07200000

福祉部 高齢支援課

事務事業	041407 高齢者生活支援サービス委託					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	虚弱な65歳以上の高齢者のみの世帯で、身体状況等から家事援助が必要と判断された方					
事務事業意図	自立に向けまたは要介護状態に陥らないよう家事援助を受けて、負担が軽減され、清潔な暮らしが確保されたり、食生活が改善される等により在宅での生活を維持、継続する。					
事務事業手段	平成12年度開始。利用希望者からの相談、連絡があった場合、区が委託している地域包括支援センターの職員が訪問し、利用希望者の身体状況、精神状況、援助内容の希望等についての調査を行い、申請代行を行う。区はセンター職員からの申請代行を受理し、身体状況、精神状況等を勘案し、認定する。家事援助の内容は、清掃・洗濯・買物・調理等で、平日の9時から17時までの間に、1週間当たり2時間を限度(週2回に分けても利用可)として、家事援助者を派遣する。利用者は1時間当たり、150円を家事援助者に支払い、区は1,310円を事業者を支払う。					
根拠法令	葛飾区高齢者生活支援サービス事業実施要綱					
現状と課題	平成18年度の介護保険法の改正により要支援や要介護1の該当者へのサービスが介護予防に重点がおかれるようになった。生活支援サービスの内容も家事援助から自立に向けての援助サービスとなった。今後も利用者が要介護状態に陥らないよう地域包括支援センター等と連携を密にしていく。17年度から当事業は補助金対象外。					
成果・活動指標	成果指標1：生活支援サービスの利用率(利用者数 / 介護保険の対象にならないひとり暮らしの虚弱高齢者数(18年度以降は特定高齢者数) × 100) 目標：21年度までに41.3% 活動指標1：利用者数 活動指標2：派遣延回数					
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度 34.00	平成18年度 36.90	平成19年度 38.72	
		実績	33.17	37.35		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	210.00	231.00	254.00	
		実績	208.00	245.00		
	活動指標2 [回]	予定	11,236.00	12,492.00	12,549.00	
		実績	11,197.00	13,423.00		
	トータルコスト (千円)	予定		25,687	28,511	
		実績	24,672	26,677		
総合評価	継続。在宅介護支援センターほか関係機関との連携を密にし、介護予防事業を推進する。 なお、介護保険法の改正内容を踏まえ、今後の事業内容を検討していく。					
事務事業評価	事業の必要性	はい。本事業を実施して要介護状態(要支援含む)に陥らないようにすることによって、在宅生活を継続することは、利用者本人のQOL(生活の質)向上とともに財政的にも有意義であるため、区が実施すべき施策である。				
	民間活用	実施済。すでに民間委託を実施している。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。在宅介護支援センターほか関係機関と連携を密にし、可能な限り要介護状態に陥らないよう、介護予防事業を展開することで移行を遅くすることもできる余地がある。				
	経費削減余地	あまりない。16年度より公平性の観点から、すべての利用者から150円の一部負担金を導入した(利用者は事業者を支払う)また、無断不在の場合は730円を事業者を支払ってもらうことに変更したため、当面コストを下げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07200000

事務事業 041407

福祉部 高齢支援課

高齢者生活支援サービス委託

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		25,372	28,301		
	直接費	事業費	(6)		22,327	25,721		
	職員人件費	人件費	(7)		3,045	2,580		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.35	0.30		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.35	0.30		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		315	210		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
		調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		315	210		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		25,687	28,511			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	24,357	26,467			
	直接費	事業費	(25)	21,452	23,977			
	職員人件費	人件費	(26)	2,905	2,490			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.35	0.30			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.35	0.30			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	315	210			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
		調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	315	210			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	24,672	26,677				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07200000

福祉部 高齢支援課

事務事業	041409 おむつ支給・使用料助成(高齢者)					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	65歳以上で要介護4以上の認定を受け、住民税非課税世帯の常時失禁の方					
事務事業意図	紙おむつの使用・購入等に伴う高齢者及び介護者の経済的負担を軽減し、衛生的で快適な生活を保持できるようにする。					
事務事業手段	昭和59年度開始。おむつ支給 紙おむつを月1回180枚(尿とりパッドのみは300枚)を限度として、居宅か病院へ業者が配送する。おむつの種類はテープ型、はくパンツ型、フラット型、尿とりパッドがあり、そのうちから単品又は2種類の組み合わせを、利用者が選択する。なお、16年5月より夜用尿とりパッド(月1回60枚)を単品で追加した。使用料助成 入院などで病院等から指定された紙おむつしか使用できない場合、おむつ代金の一部を助成する。 <助成限度額> 月限度 9,000円					
根拠法令	葛飾区高齢者紙おむつ支給等事業実施要綱					
現状と課題	都補助金は14年度から、国補助金等は18年度から対象外で区の一般財源が増加 対象者について平成16年8月以降は要介護4以上で住民税非課税世帯の者に変更し最も困難な介護状態、経済状態にある対象者を援助することとした 福祉総合システムにより適切な受給者管理が可能となる 利用者負担の導入及び当事業の位置づけが検討すべき課題					
成果・活動指標	成果指標1:利用率(利用者数合計/登録者数×100) 目標:21年度までに100% 活動指標1:利用者数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [%]	予定	100.00	100.00	100.00	
		実績	66.40	58.93		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	752.00	518.00	437.00	
		実績	458.00	376.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		60,529	50,165	
実績		54,880	48,354			
総合評価	継続。平成16年8月から事業内容の変更を実施したため、当面この方式で効果をみる。 なお、18年度からの介護保険制度改正に伴い、当事業の位置付けについても検討する。					
事業評価	事業の必要性	はい。介護保険サービスを補完するために、介護用品を支給・補助する事業であり、財源の許す範囲で区が実施する必要がある。				
	民間活用	実施済。すでに民間委託を実施している。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。平成16年8月から事業内容の変更を実施したので一定期間実施してみたら、判断する。				
	経費削減余地	あまりない。平成16年8月から対象者の変更、おむつ使用料助成限度額の変更を実施したため、当面一人当たりのコストを下げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07200000

事務事業 041409

福祉部 高齢支援課

おむつ支給・使用料助成（高齢者）

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		59,359	49,465		
	直接費	事業費	(6)		48,049	40,865		
	職員人件費	人件費	(7)		11,310	8,600		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		1.30	1.00		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		1.30	1.00		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		1,170	700		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		1,170	700			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		60,529	50,165			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	24,168	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	29,542	47,409			
	直接費	事業費	(25)	42,920	36,204			
	職員人件費	人件費	(26)	10,790	11,205			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	1.30	1.35			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.30	1.35			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	1,170	945			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	1,170	945				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	54,880	48,354				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07200000

福祉部 高齢支援課

事務事業	041411 寝具乾燥消毒委託（高齢者）					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、寝具乾燥などの作業ができない方					
事務事業意図	体力の低下で寝具を乾せない高齢者に、寝具乾燥消毒の機会を提供し、清潔な日常生活を保持できるようにする。					
事務事業手段	昭和50年度開始。寝具乾燥消毒申請者に対して、区は資格要件を確認して利用を承認し登録する。専門業者に委託し、寝具一式(掛・敷フuton、毛布、マットレス各1)を乾燥消毒及び水洗い乾燥消毒する。実施回数は毎月1回(うち9月は水洗い乾燥消毒)。費用 本人負担額は1回当たりの利用金額の1割とした。18年度より利用者負担額が変更になった。18年度 寝具乾燥消毒 本人負担 140円/回 公費負担 1,260円 1件当たり単価 1,400円 水洗い乾燥消毒 本人負担 620円/回 公費負担 5,580円 1件当たり単価 6,200円					
根拠法令	葛飾区高齢者寝具乾燥消毒事業実施要綱					
現状と課題	この事業は高齢者保健福祉計画の介護保険補完サービスに位置づけられている。12年度から介護保険給付を補足する事業と位置づけ一部自己負担を取り入れた。16年度より利用料は1割負担とした。17年度から当事業は補助金対象外。今後介護保険制度改正に伴い事業の方向性、位置づけ等を検討する必要がある。					
成果・活動指標	成果指標1：一人当たりの年間利用回数(延べ利用回数/利用者数) 目標：21年度までに8回 活動指標1：利用者数 活動指標2：延べ利用回数					
目標達成状況	成果指標1 [回]	予定	平成17年度 8.00	平成18年度 6.80	平成19年度 6.80	
		実績	7.40	7.30		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	211.00	306.00	296.00	
		実績	217.00	237.00		
	活動指標2 [回]	予定	1,687.00	2,084.00	2,022.00	
		実績	1,595.00	1,723.00		
	トータルコスト (千円)	予定		6,269	6,364	
		実績	4,653	5,035		
総合評価	継続。高齢者の清潔で快適な生活を保つために必要な事業。当事業は虚弱者や要介護者を対象としており、今後の事業の方向性、位置付け等を検討していく。					
事業評価	事業の必要性	はい。寝具の乾燥消毒を実施することにより、高齢者の衛生的、健康的な生活の維持を図るために、介護保険給付補完事業として区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施済。すでに民間委託を実施している。				
	成果向上余地	いいえ。衛生的、身体的支援についてこれ以上効果をあげることはできない。				
	経費削減余地	いいえ。利用者負担割合を上げることでコストを下げることができるが、高齢者の金銭的負担を考えると余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07200000

事務事業 041411

福祉部 高齢支援課

寝具乾燥消毒委託（高齢者）

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		6,044	6,189		
	直接費	事業費	(6)		3,869	4,039		
	職員人件費	人件費	(7)		2,175	2,150		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.25	0.25		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.25	0.25		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		225	175		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		225	175			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		6,269	6,364			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	4,428	4,860			
	直接費	事業費	(25)	2,353	2,785			
	職員人件費	人件費	(26)	2,075	2,075			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.25	0.25			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.25	0.25			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	225	175			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	225	175				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	4,653	5,035				

平成19年度 事務事業評価表

所属 0720000

福祉部 高齢支援課

事務事業	041412 出張理美容事業（高齢者）					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	65歳以上の在宅高齢者で要介護3以上の認定を受け、外出が困難な方					
事務事業意図	出張理美容サービスを受けることにより、高齢者の心身の衛生的・健康的な日常生活を維持できるようにする。					
事務事業手段	昭和51年度開始。区内の理容業者組合及び美容業者組合と委託契約をし、高齢者の自宅で理容・美容サービスを行う。実施回数は年6回以内。本人申請に基づき認定し、申請年度は申請月を含んだ残月数/2ヶ月（四捨五入）による枚数の高齢者理美容出張券を交付、翌年度以降は毎年、前年度末に要介護3以上であることを確認し、該当する場合は出張券を6枚交付する。費用について、技術料は利用者負担とし（実費負担の原則）、出張料、事務手数料を区負担とする。利用者負担：理容・美容料金をメニュー化して利用者が選択（調髪・カットは1,500円/回）区負担：3,150円/回					
根拠法令	葛飾区ねたきり高齢者出張理美容サービス事業実施要綱					
現状と課題	平成16年度から対象者を「外出困難な高齢者で要介護3以上の者」とした。また理容師・美容師派遣のために公費で負担する経費については従来のままの額（出張料3,150円事務手数料含む）とし、利用者負担分の調髪料金（技術料）は2,000円から1,500円に引き下げた。17年度から補助金対象外になった。事業の位置づけの検討の必要がある。					
成果・活動指標	成果指標1：一人当たりの年間利用回数（延べ利用回数/利用者） 目標：21年度までに3.08回 成果指標2：利用率（利用者/要介護3以上の方の数×100） 目標：同11.2% 活動指標1：利用者数 活動指標2：延べ利用回数					
目標達成状況	成果指標1 [回]	予定	平成17年度 3.03	平成18年度 3.08	平成19年度 2.85	
		実績	2.86	2.65		
	成果指標2 [%]	予定	11.30	10.60	10.36	
		実績	10.50	8.75		
	活動指標1 [人]	予定	571.00	573.00	568.00	
		実績	483.00	473.00		
	活動指標2 [回]	予定	1,730.00	1,765.00	1,619.00	
		実績	1,380.00	1,255.00		
	トータルコスト (千円)	予定		7,998	7,464	
		実績	6,686	6,242		
総合評価	継続。今後要介護3以上の高齢者は毎年増加していくことが見込まれる。事業の対象となる高齢者が、在宅でできるだけ快適に暮らしていくためにも、民間事業者による主体的な事業として多様なサービスを提供出来る方策を検討していく必要がある。事業の位置付け等も検討する必要がある。					
事業評価	事業の必要性	はい。移動福祉理美容車等の民間独自のサービスが一般化されていない状況であり、民間事業者のサービス提供体制が充実するまで、区が事業主体として実施する意義はある。				
	民間活用	実施済。すでに民間委託を実施している。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。理美容組合が主体となって、創意工夫を行っていくことによって、多様なメニューの提供は可能だが、16年度に対象者や料金の変更をしたので効果を検証する必要がある。				
	経費削減余地	あまりない。平成16年度から要介護3以上で外出困難な高齢者を対象者とする事とした。調髪料を2,000円から1,500円に値下げしたため、コストを下げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07200000

事務事業 041412

福祉部 高齢支援課

出張理美容事業（高齢者）

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		7,773	7,289		
	直接費	事業費	(6)		5,598	5,139		
	職員人件費	人件費	(7)		2,175	2,150		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.25	0.25		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.25	0.25		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		225	175		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		225	175			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		7,998	7,464			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	6,461	6,067			
	直接費	事業費	(25)	4,386	3,992			
	職員人件費	人件費	(26)	2,075	2,075			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.25	0.25			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.25	0.25			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	225	175			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	225	175				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	6,686	6,242				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07200000

福祉部 高齢支援課

事務事業	041413 シルバーカー給付事業					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	65歳以上の在宅の特定高齢者が介護保険の要支援者で、住民税が非課税の方					
事務事業意図	虚弱な高齢者の日常生活の便宜を図り、また歩行負担を軽減させることにより、閉じこもりを防止し、在宅生活を継続させていく。このことにより介護保険への移行を少しでも遅らすことが可能である。					
事務事業手段	平成12年度開始。対象者の申請を受け、身体状況(地域包括支援センター職員等が訪問調査)、課税状況を調査し、給付を決定する。区が選定した機種(13種)の中から、申請者の状態、希望に合わせて選定し、指定業者が納入する。(費用負担)当該給付に要する費用の3分の2を区が負担する(区負担限度額13,340円)。申請者は自己負担分(3分の1の額、2万円を超えた額も本人負担)を指定業者に支払う。介護保険でも歩行器・歩行車の貸与はあるが、機能、スタイル、値段等シルバーカーとは異なる。					
根拠法令	葛飾区高齢者用シルバーカー給付事業実施要綱					
現状と課題	外出時に杖を使用している等、歩行にやや支障があり、シルバーカーがないと外出ができない状態の方が対象になる。対象者が特定高齢者と介護保険の要支援者としていることから、介護予防としての役割が大きい。しかし、この制度を知る人が少なく申請件数も多くない。区民への周知をしていく必要がある。					
成果・活動指標	成果指標1：歩行負担の軽減率(歩行負担の軽減を図れた方/支給者数×100)目標：21年度までに100% 成果指標2：利用率(支給者数/要支援者数+介護保険の対象にならない虚弱高齢者数×100)目標：21年度までに2.0% 活動指標1：利用者数					
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
		実績	100.00	100.00	100.00	
	成果指標2 [%]	予定	2.20	1.64	1.18	
		実績	88.15	90.47		
	活動指標1 [人]	予定	128.00	134.00	92.00	
		実績	76.00	84.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		3,256	2,836	
		実績	2,551	3,048		
総合評価	継続。虚弱な高齢者等がシルバーカーを利用して歩行することにより、必要な筋力をつけ外出の機会を増やせる。自分で買い物、通院もすることで閉じこもりを防止し、在宅生活を継続するために必要である。平成18年度からの介護保険制度改正に伴い、要介護状態になることを防ぐための事業として、検討していく必要がある。					
事業評価	事業の必要性	はい。要介護状態となる予防および介護度の進行の抑制のためには、歩行を助け、居宅生活の継続、閉じこもりにならないためのサービスを低所得高齢者に提供する事業として、区が実施すべき事業である。				
	民間活用	実施済。すでに民間業者に委託している。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。区のお知らせに記事を掲載したときは申請数が増える傾向にあるため、掲載回数を増やす。又、シルバーカーの機種の見直しを行い、安定したもの、軽いもの、低価格なものなど、よりニーズに合ったものを今後も選定していく。				
	経費削減余地	あまりない。新機種の開発が進む中、取扱業者は機種の選定などで、低価格での機種が選定できているが、今後も市場原理が働けば可能な場合がある。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07200000

事務事業 041413

福祉部 高齢支援課

シルバーカー給付事業

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		668	487		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		2,408	2,209		
	直接費	事業費	(6)		1,336	976		
	職員人件費	人件費	(7)		1,740	1,720		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.20	0.20		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.20	0.20		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		180	140		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
		調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		180	140		
		トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		3,256	2,836		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	620	668			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	1,751	2,205			
	直接費	事業費	(25)	711	798			
	職員人件費	人件費	(26)	1,660	2,075			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.20	0.25			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.20	0.25			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	180	175			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
		調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	180	175			
		トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	2,551	3,048			

平成19年度 事務事業評価表

所属 07200000

福祉部 高齢支援課

事務事業	041414 高齢者自立支援住宅改修費助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	65歳以上の介護保険で「非該当（自立）」となった方で住宅改修が必要と認められる方					
事務事業意図	この制度を利用した高齢者に、転倒予防、身体の痛みの軽減、及び介護の軽減などの効果が発揮されることで、要介護認定を受けるまでの期間を延伸すること。また、要介護認定の対象にならないこと。					
事務事業手段	平成12年度開始。（助成決定）事前申請により適切・効率的な改修計画であることを確認し区が決定する。（助成対象）からの工事費を助成する。ただし、限度額は、200,000円 手すりの取付 段差の解消 滑り防止、移動の円滑化等のための床材の変更 引き戸等への扉の取替 和式便器の洋式化 その他これらの工事に付加して必要な工事（費用負担）限度額内の対象工事費の10%及び限度額を超えた分や対象外工事費は全額本人が負担する。					
根拠法令	葛飾区高齢者自立支援住宅改修費助成事業実施要綱					
現状と課題	現在の受給要件の一つとして、介護保険未申請または非該当（自立）の認定が出た方で、住宅改修の必要な特定高齢者となっている。介護保険申請中の方は、認定が出るまで受付をしていない。介護保険申請後に急遽、早急に自立支援住宅改修の必要が出た場合の対応について介護保険課と協議の上、また他区の運用状況を参考に検討する必要がある。					
成果・活動指標	成果指標1：住改助成の利用率（利用世帯数 / 介護保険の対象にならない虚弱な高齢者 × 100） 目標：21年度までに1.5% 成果指標2：在宅生活の継続率（在宅生活継続者数 / 利用者数 × 100） 目標：同100% 活動指標1：利用世帯数					
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度 1.10	平成18年度 0.35	平成19年度 1.02	
		実績	0.37	1.45		
	成果指標2 [%]	予定	100.00	100.00	100.00	
		実績	87.50	92.86		
	活動指標1 [世帯]	予定	48.00	15.00	46.00	
		実績	16.00	65.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		4,717	7,544	
		実績	5,129	11,317		
総合評価	継続。高齢者が住み慣れた地域で、在宅生活を続けられるように、また、自立した生活が維持できるよう継続する。平成16年度に事業の見直しを行ったので、相談・調査及び審査・評価をきめ細かく行い、当面このまま継続とする。					
事業評価	事業の必要性	はい。介護保険の対象にならない虚弱な高齢者が、在宅生活を送るうえで自立した生活を維持するとともに、家族等の介護の軽減のため、区が主体となって実施することが必要である。				
	民間活用	実施困難。民間委託は不可能である。				
	成果向上余地	はい。相談・調査・審査・改修後の完了確認をきめ細かく行うことにより、効果をあげることができる。				
	経費削減余地	いいえ。対象者を限定することや限度額を切り下げることでコストを下げることは可能だが、介護保険制度との均衡からコストを下げる余地はあまりない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07200000

事務事業 041414

福祉部 高齢支援課

高齢者自立支援住宅改修費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		918	2,377		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		3,529	4,957		
	直接費	事業費	(6)		1,837	4,754		
	職員人件費	人件費	(7)		2,610	2,580		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.30	0.30		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.30	0.30		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		270	210		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		270	210			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		4,717	7,544			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	1,249	4,479			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	3,610	6,628			
	直接費	事業費	(25)	2,369	8,617			
	職員人件費	人件費	(26)	2,490	2,490			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.30	0.30			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.30	0.30			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	270	210			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	270	210				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	5,129	11,317				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07200000

福祉部 高齢支援課

事務事業	041415 高齢者住宅設備改修費助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	65歳以上の要支援・要介護の認定を受けている方で、住宅改修が必要と認められる方					
事務事業意図	転倒防止、身体の痛み軽減、及び介護の軽減などの効果が発揮されることで、要介護認定度の介護度進行を抑制すること。					
事務事業手段	平成12年度開始。 (助成決定)事前申請により適切・効率的な改修計画であることを確認し区が決定する。 (助成対象)からの工事費のうち90%を助成する。ただし、限度額は次のとおりである。浴槽の取替(を含む) 限度額:379,000円 流し台・洗面台の取替(を含む) 限度額:156,000円 その他これらの工事に付加して必要な工事(費用負担)限度額内の対象工事費の10%及び限度額を超えた分や対象外工事費は本人が負担する。					
根拠法令	葛飾区高齢者住宅設備改修費助成事業実施要綱					
現状と課題	平成16年度に見直し介護保険制度の要支援、要介護認定者を対象とし、費用負担も一律限度額の10%とした。また、便器の洋式化については介護保険制度と重複しているので自立支援住宅改修費助成へ移行した。					
成果・活動指標	成果指標1:住宅改修費助成の利用率(利用者数/介護保険認定者×100) 目標:21年度までに1.89% 活動指標1:利用者数					
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
		実績	1.09	1.03	0.71	
	成果指標2 []	予定				
		実績	1.02	0.70		
	活動指標1 [人]	予定	126.00	120.00	83.00	
		実績	118.00	82.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		43,490	30,563	
		実績	40,423	28,564		
総合評価	継続。住み慣れた地域で、在宅生活を続けられるように、また、介護保険の介護度の進行を防止するため継続する。					
事業評価	事業の必要性	はい。高齢者が在宅生活を維持するため、また家族等の介護の軽減のためには区が主体となって実施することが必要である。				
	民間活用	実施困難。民間委託は不可能である。				
	成果向上余地	はい。相談・調査・審査・改修後の完了確認をきめ細かく行うことにより、効果をあげることができる。				
	経費削減余地	はい。対象者を限定することや限度額を切り下げることでコストを下げることは可能。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07200000

事務事業 041415

福祉部 高齢支援課

高齢者住宅設備改修費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		20,065	13,654		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		23,110	16,664		
	直接費	事業費	(6)		40,130	27,308		
	職員人件費	人件費	(7)		3,045	3,010		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.35	0.35		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.35	0.35		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		315	245		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		315	245			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		43,490	30,563			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	18,637	15,460			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	21,471	12,894			
	直接費	事業費	(25)	37,203	25,864			
	職員人件費	人件費	(26)	2,905	2,490			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.35	0.30			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.35	0.30			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	315	210			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	315	210				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	40,423	28,564				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07200000

福祉部 高齢支援課

事務事業	041417 緊急一時介護委託					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	一時的に家事援助が必要と認められたおむね65歳以上の虚弱な高齢者(除要支援要介者)					
事務事業意図	虚弱な高齢者が疾病時や、家族の緊急時にホームヘルパーによる家事援助や見守りを受けて、食事や清潔な暮らしが確保されたり、安心して在宅での生活を維持、継続する。					
事務事業手段	平成12年度開始。利用希望者からの相談、連絡があった場合、区が委託している地域包括支援センターの職員が訪問し、利用希望者の身体状況、精神状況、援助内容の希望等についての調査を行い、申請代行を行う。区はセンター職員からの申請代行を受理し、身体状況、精神状況等を勘案し、認定する。登録事業所のホームヘルパーを派遣し、必要な家事援助を行う。1回当たり昼間介護は8時間以内(9時から17時の間)、1日介護は24時間以内で年3回利用可。利用料は1時間当たり、昼間介護は160円、昼間介護以外の時間又は土日祝日は200円、宿泊の介護は別途費用加算あり。					
根拠法令	葛飾区虚弱高齢者緊急一時介護事業実施要綱					
現状と課題	利用希望者が介護保険に該当するような身体状況であれば、介護保険を申請する等もあり、現在利用者が少ない状況である。また、緊急の申し立てのために、家事援助者の手配が困難なこともあり、利用しやすい制度になっておらず、改善が必要である。 17年度から当事業は補助金対象外。					
成果・活動指標	成果指標1:緊急一時介護サービスの利用率(利用者数/介護保険の対象にならない虚弱高齢者数(18年度は特定高齢者数)×100) 目標:21年度までに0.08% 活動指標1:利用者数 活動指標2:延べ利用日数					
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
		実績	0.09	0.09	0.09	
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	4.00	4.00	4.00	
		実績	4.00	0.00		
	活動指標2 [日]	予定	12.00	8.00	8.00	
		実績	12.00	0.00		
	トータルコスト (千円)	予定		548	533	
		実績	497	450		
総合評価	継続。平成18年度からの介護保険制度改正に伴い、要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象に効果的な介護予防事業制度に、地域支援事業が創設されるため、利用者の推移を見つつ事業の方向性を検討する。					
事務事業評価	事業の必要性	はい。利用者は非常に少ないが、緊急時のために、本人及び家族が自ら業者を手配していく等に困難を伴うため、財政的に許す範囲で区が実施していく必要がある。				
	民間活用	実施済。すでに民間委託を実施している。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。援助を必要とされるような高齢者は、身体状況により介護保険の適用を受ける人がほとんどであり、この事業の利用者数は低いままで推移すると思われる。				
	経費削減余地	いいえ。16年度より、介護保険との均衡を考慮し、公平の観点からすべての利用者より一部負担を導入したため、コストを下げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07200000

事務事業 041417

福祉部 高齢支援課

緊急一時介護委託

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		503	498		
	直接費	事業費	(6)		68	68		
	職員人件費	人件費	(7)		435	430		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.05	0.05		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.05	0.05		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		45	35		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		45	35			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		548	533			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	452	415			
	直接費	事業費	(25)	37	0			
	職員人件費	人件費	(26)	415	415			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.05	0.05			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.05	0.05			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	45	35			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	45	35				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	497	450				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07200000

福祉部 高齢支援課

事務事業	041418 補聴器購入費助成					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	65歳以上で医師が補聴器を必要と認めた非課税世帯の方					
事務事業意図	補聴器購入の負担を軽減し、使用を促進することで、円滑なコミュニケーションを取れるようにし、引きこもりの防止や快適な日常生活の一助とする。					
事務事業手段	平成5年度開始。聴力の低下のため会話することが困難な高齢者が補聴器を必要とする場合、購入費用の一部を助成している。 助成限度額：一人一回限りで、購入金額の35,000円を限度に助成する。 申請手続：所定の申請書に医師の証明を受け、購入した補聴器の領収書を添付のうえ、窓口申請する。					
根拠法令	葛飾区補聴器購入費用助成事業実施要綱					
現状と課題	この事業は、低所得高齢者への助成サービスとして始まったが高齢者の所得は昔と比べると大きく向上している。経済的負担の軽減を目的とする事業は、助成が真に必要な生活困窮者を対象とする必要がある。このため、平成15年度より所得基準を本人の所得ではなく住民税非課税世帯に属する者に限定し、助成は真に必要な生活困窮者に対象を絞った。					
成果・活動指標	成果指標1：1件当たりの助成額（助成額/助成件数） 目標：21年度までに35,000円 活動指標1：助成件数					
目標達成状況	成果指標1 [円]	予定	平成17年度 35,000.00	平成18年度 35,000.00	平成19年度 35,000.00	
		実績	34,682.65	34,820.20		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	100.00	100.00	100.00	
		実績	98.00	99.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		4,468	4,438	
		実績	4,326	4,353		
総合評価	継続。平成15年度より所得基準を住民税世帯非課税にしたことにより、大幅に助成件数が下回った。制度内容を変更したばかりであること、平成17年度には配偶者特別控除、18年度から老年者控除の廃止が実施されることから助成件数に更なる変動が見込まれる。推移を検証するためにも継続して実施する。					
事業評価	事業の必要性	はい。低所得高齢者の自立生活支援のためには必要な事業である。				
	民間活用	実施困難。民間委託は不可能である。				
	成果向上余地	いいえ。本事業の意図を実現するためには、工夫の余地はない。				
	経費削減余地	いいえ。平成15年度に所得基準を住民税世帯非課税にしており、コストを下げる余地はない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07200000

事務事業 041418

福祉部 高齢支援課

補聴器購入費助成

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		4,378	4,368		
	直接費	事業費	(6)		3,508	3,508		
	職員人件費	人件費	(7)		870	860		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.10		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		90	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		90	70			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		4,468	4,438			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	4,236	4,283			
	直接費	事業費	(25)	3,406	3,453			
	職員人件費	人件費	(26)	830	830			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.10			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.10			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90	70			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	70				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	4,326	4,353				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07200000

福祉部 高齢支援課

事務事業	041419 高齢者福祉相談事務					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	原則として65歳以上の高齢者及び高齢者に係わる家族等					
事務事業意図	相談で得られた情報や援助により、在宅生活を継続するためのサービスの導入や、施設入所申し込みの意思決定につながるようにする。					
事務事業手段	昭和38年度開始 区役所もしくは居宅において、高齢者本人および家族等の相談を受ける。 相談内容は、養護老人ホーム・特別養護老人ホームへの措置に関する相談、一般高齢者施策の説明や成年後見制度・介護保険制度等の情報提供等、介護や生活全般についての相談、在宅生活が困難な高齢者に対する相談、介護保険施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等の施設、病院の説明及び情報提供などである。 相談員は、区職員12名で行っている。					
根拠法令	老人福祉法5条の4、5及び第6条、介護保険法第5条の2					
現状と課題	ひとりぐらし高齢者、虚弱な高齢者の増加とともに相談内容が複雑かつ深刻化し、特に虐待ケースは増加傾向にある。このような中、高齢者相談係の直接援助のみではなく、適切な処遇のために地域包括支援センターや民間の居宅支援事業所、民生委員などの育成、援助等の側面支援にも力を注ぐ必要がある。					
成果・活動指標	成果指標：緊急割合（緊急対応件数/相談件数×100） 目標：平成21年度4% 活動指標：相談件数 緊急対応件数（虐待・近日中退院、入院、入所・認知症高齢者の保護など）					
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	5.00	10.00	10.00	
		実績	8.09	4.91		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	2,300.00	2,500.00	3,000.00	
		実績	1,841.00	2,895.00		
	活動指標2 [件]	予定	120.00	150.00	150.00	
		実績	149.00	142.00		
	トータルコスト (千円)	予定		10,321	13,528	
		実績	9,292	8,100		
総合評価	継続。老人福祉法に規定する高齢者への包括的相談業務である。高齢者の急激な増加で複雑で困難なケースや業務量そのものが増加している。介護保険やその他の福祉資源の活用援助、情報の提供で安定した在宅生活維持への支援が必要である。					
事業評価	事業の必要性	はい。老人福祉法第5条の4.5および第6条に基づく業務であるため。				
	民間活用	実施済。平成18年度より7か所の地域包括支援センターにおいて高齢者福祉相談業務を実施している。				
	成果向上余地	はい。高齢者福祉相談の必要性が増大しているため、区職員及び7か所の地域包括支援センターにおいて成果の向上に努めていく。				
	経費削減余地	いいえ。社会の急激な高齢化で業務量は増加している。相談業務は人件費が主であり、コスト削減は難しい。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07200000

事務事業 041419

福祉部 高齢支援課

高齢者福祉相談事務

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		9,511	12,618		
	直接費	事業費	(6)		0	0		
	職員人件費	人件費	(7)		7,830	11,180		
		再雇用職員分	(8)		810	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.90	1.30		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.90	1.30		
	調整額	間接費	(12)		871	1,438		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		810	910		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		810	910			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			10,321	13,528		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	8,383	7,470			
	直接費	事業費	(25)	0	0			
	職員人件費	人件費	(26)	8,383	7,470			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	1.01	0.90			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.01	0.90			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	909	630			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	909	630				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	9,292	8,100				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07200000

福祉部 高齢支援課

事務事業	041420 高齢者ケース在宅指導事務					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	可
	***		***		***	
対象	身体的・精神的な理由で自ら窓口に来所できない65歳以上の問題を抱える高齢者					
事務事業意図	諸制度、資源を活用して対象者が安心して落ち着いた生活を送っている。					
事務事業手段	昭和38年度開始 関係者による電話または来所による相談 担当員による面接 担当員による訪問・状況確認 制度の利用支援・関係機関との連絡調整 虐待、ネグレクト、または金銭トラブルや身寄りがいないなど、地域包括支援センターと連携し、複雑で困難な問題を抱えている在宅高齢者を訪問し、状況把握を行う。その後、諸施策の活用や関係機関との連絡調整を行い、問題解決のための支援をする。					
根拠法令	老人福祉法第5条の4・5及び第6条					
現状と課題	平成17年度ひとりぐらし高齢者実態調査報告書によれば、平成13年度)と比べ、高齢者数と一人ぐらし高齢者数は5,972人増加(94.3%増加)、また高齢者人口も10,854人増加(14.7%の増加)である。相談内容も複雑でかつ深刻化しており、適切な支援のために関係機関との連携が必要である。					
成果・活動指標	成果指標 訪問者件数/相談件数×100 目標：平成21年度100% 活動指標 在宅指導件数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [%]	予定	100.00	20.00	40.00	
		実績	16.89	13.20		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	320.00	300.00	400.00	
		実績	298.00	382.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		14,400	13,950	
実績		11,500	13,500			
総合評価	継続。法定の事務であり、窓口に来所できない65歳以上の問題をかかえる高齢者への支援を進めるために継続して実施するべきである。					
事業評価	事業の必要性	はい。老人福祉法第5条の4.5および第6条の規定に基づく業務であるため。				
	民間活用	実施済。平成18年度より7か所の地域包括支援センターにおいて高齢者ケース在宅指導事務を実施している。				
	成果向上余地	はい。地域包括支援センターの技量向上を支援し、役割分担をすることにより、担当ケースの移行や分散を行うことができる。それにより区民にとって身近な機関が迅速な対応を行うことができる。				
	経費削減余地	いいえ。在宅指導事務は人件費が主であり、コストを削減することは難しい。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07200000

事務事業 041420

福祉部 高齢支援課

高齢者ケース在宅指導事務

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		13,050	12,900		
	直接費	事業費	(6)		0	0		
	職員人件費	人件費	(7)		13,050	12,900		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		1.50	1.50		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		1.50	1.50		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		1,350	1,050		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		1,350	1,050			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		14,400	13,950			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	10,375	12,450			
	直接費	事業費	(25)	0	0			
	職員人件費	人件費	(26)	10,375	12,450			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	1.25	1.50			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.25	1.50			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	1,125	1,050			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	1,125	1,050				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	11,500	13,500				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07200000

福祉部 高齢支援課

事務事業	041421 ケア事例検討会					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	効果的な介護サービスを提供する上で、総合的なサービスの調整が必要な高齢者及び家族					
事務事業意図	支援対象者を取り巻く問題の整理、解決方法、制度上の専門的な見地に立ち問題解決の検討会を実施し、支援対象者の生活の質を高める。併せて地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の資質的向上をはかるために、ケア事例検討会を積極的に活用する。					
事務事業手段	平成12年度開始 各機関が複雑な問題を抱え単独では問題解決の難しいケースがある。そのケースについて介護支援専門員、または地域包括支援センターからの要請を受け、医師、民生委員等に呼びかけて地域包括支援センターが開催する。 【検討の内容】1. 高齢者のニーズ、サービスの充足状況の把握 2. 処遇困難ケースについての検討 3. 保健・福祉・医療サービスの調整					
根拠法令	葛飾区地域ケア会議設置運営要綱 ケア事例検討会設置運営要領					
現状と課題	介護保険下で高齢者や家族の介護に対する要望は多様化してきている。個々の高齢者や家族のニーズに対応していくためには介護保険、保健、医療、福祉等と連携し各種サービスを総合的に調整し推進していくことが求められる。					
成果・活動指標	(成果指標) 解決した事例 / 開催回数 × 100、目標：平成21年度 100% (活動指標) 開催回数					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [%]	予定	100.00	100.00	100.00	
		実績	80.00	100.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [回]	予定	7.00	14.00	21.00	
		実績	5.00	24.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		5,280	3,720	
実績		920	4,950			
総合評価	継続。複雑、深刻な問題を抱えているケースは増加傾向にあり、問題の解決や、軽減、生活の質を高めるためには、関係者の専門知識や技術の導入・連携が必要である。これらを総合、調整することは、老人福祉法の実施者として区の責務である。					
事業評価	事業の必要性	はい。支援対象者を取り巻く問題の整理、解決方法、制度上の専門的な見地に立ち問題解決の検討会を実施し、支援対象者の生活の質を高めるとともに、在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャー等への助言・指導・育成は区の責務である。				
	民間活用	実施可能。介護保険法の改正に伴い、平成18年度から新たに地域包括支援センターに委託し、委託業務の一環としてケア事例検討会を開催する予定である。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。対象者に関わる関係者の専門的知識や技術の総合調整を十分実施しており、より効果的な運営は難しい。				
	経費削減余地	いいえ。複雑、かつ深刻な問題を抱えているケースの検討は、対象者に関わる関係者の専門知識や技術を総合的に調整するもので、経費削減は難しい。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07200000

事務事業 041421

福祉部 高齢支援課

ケア事例検討会

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		4,785	3,440		
	直接費	事業費	(6)		0	0		
	職員人件費	人件費	(7)		4,785	3,440		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.55	0.40		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.55	0.40		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		495	280		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
		調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		495	280		
		トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		5,280	3,720		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	830	4,565			
	直接費	事業費	(25)	0	0			
	職員人件費	人件費	(26)	830	4,565			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.55			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.55			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	90	385			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
		調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	90	385			
		トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	920	4,950			

平成19年度 事務事業評価表

所属 07200000

福祉部 高齢支援課

事務事業	041422 特別養護老人ホーム等措置						
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	身体上又は精神上著しい障害があり、措置による保護が必要な65歳以上の高齢者						
事務事業意図	特別養護老人ホームに措置に入所することにより、安定した生活を保障する。契約になじまない区民の方が介護保険制度を利用して適切な介護を受けられる状態にする。						
事務事業手段	平成12年度開始 本人が認知症その他の理由により意思能力が乏しくかつ本人を代理する家族等がない場合、家族等の虐待または無視を受けている場合において、本人からの申請を受け福祉事務所長が措置決定する。福祉事務所長が、居宅サービス事業所長に居宅サービス措置委託、又は特別養護老人ホーム施設長に入所委託依頼をし、受諾書を得ることにより措置が開始する。福祉事務所長は、老人福祉法第28条及び葛飾区老人福祉法施行細則第10条の規定に基づく措置費を決定する。						
根拠法令	老人福祉法第10条の4、第11条1項2号、葛飾区老人福祉法施行細則						
現状と課題	認知症の症状が出現している単身者高齢者が増加傾向にある。また、家族から虐待を受けたり放置の状態にある高齢者も増加傾向にあり、現在の介護保険制度での適切なサービスを受けられない状況にある。老人福祉法による『やむを得ない事由による措置』と民法による『成年後見人制度』が、今後ますます重要な制度になっていく。						
成果・活動指標	(成果指標) 成年後見人制度区長申立数/やむを得ない事由による実措置者数×100 目標：平成21年度 100% (活動指標) 措置開始者 措置廃止者						
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
		実績	65.00	80.00	80.00		
	成果指標2 []	予定					
		実績	35.00	37.03			
	活動指標1 [人]	予定	10.00	15.00	13.00		
		実績	15.00	13.00			
	活動指標2 [人]	予定	8.00	15.00	13.00		
		実績	9.00	16.00			
	トータルコスト (千円)	予定		16,748	16,294		
		実績	11,945	11,064			
総合評価	継続。老人福祉法に基づき区が引き続き実施していく。						
事業評価	事業の必要性	はい。老人福祉法第10条の4及び第11条に基づいた業務であるため。					
	民間活用	実施困難。老人福祉法、社会福祉法により措置権者が福祉事務所となっているため。					
	成果向上余地	いいえ。やむを得ない事由による特別養護老人ホームへの措置は老人福祉法及び介護保険法に基づき措置処理手順に沿って実施しており、これ以上の効果を上げる余地がない。					
	経費削減余地	いいえ。措置事務は、法的根拠の基で行う為、コストを削減する余地はない。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07200000

事務事業 041422

福祉部 高齢支援課

特別養護老人ホーム等措置

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		11,371	16,462		
		一般財源	(5)		5,062	-448		
	直接費	事業費	(6)		13,388	12,574		
	職員人件費	人件費	(7)		3,045	3,440		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.35	0.40		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.35	0.40		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		315	280		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		315	280			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		16,748	16,294			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	3,165	4,464			
		一般財源	(24)	8,420	6,355			
	直接費	事業費	(25)	8,265	7,914			
	職員人件費	人件費	(26)	3,320	2,905			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.40	0.35			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.40	0.35			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	360	245			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	360	245				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	11,945	11,064				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07200000

福祉部 高齢支援課

事務事業	041423 見守り型緊急通報システム等(高齢者)					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	可	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	65歳以上で慢性疾患等の為、見守りが必要と認められる高齢者のみ又は日中、夜間独居の方					
事務事業意図	一人暮らし等で心身喪失の危険がある等の高齢者宅に無線通報器、生活リズムセンサー等の機器を設置し、適切な対応を講じ在宅での安全を確保することにより、住み慣れたまちで安心して生活できるように支援する。					
事務事業手段	平成15年度開始。 利用者の自宅に安全を確認する機器を設置し、異変があると自動通報され、緊急の場合は区と契約する警備会社の係員が駆けつけ救急車の出動要請・緊急連絡先(親族等)への連絡等の対応をおこなう。利用者は、機器を設置した翌月から本人の課税状況によりあらかじめ区が定めた負担割合に応じて、毎月使用料の一部を負担する。 (1) 機器の内容 ・無線通報器・火災感知器・ガス漏れ感知器・生活リズムセンサー (2) 費用負担 ・住民税課税者2090円・住民税非課税者1040円					
根拠法令	葛飾区高齢者見守り型緊急通報システム助成事業実施要綱					
現状と課題	【高齢者安全確認・管理事業の再構築】で「緊急通報システム(消防庁直結型、民間方式を含む)」「火災安全システム」「非常ベル・ガス漏れ警報機」設置事業は、平成15年度をもって新規受付を廃止し、平成16年度からは「見守り型緊急通報システム」(民間方式)に一元化した。					
成果・活動指標	成果指標1: 1世帯当たりの通報件数(通報件数/設置世帯数) 目標: 21年度までに4.4件 成果指標2: 設置世帯に対する緊急対応の割合(緊急対応(出動)件数/設置世帯数×100) 目標: 21年度までに76% 活動指標1: 設置世帯数 活動指標2: 通報件数(警備会社に通報が入った件数)					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [件]	予定	4.40	3.52	3.76	
		実績	3.62	3.74		
	成果指標2 [%]	予定	76.00	79.17	82.38	
		実績	81.19	82.01		
	活動指標1 [台]	予定	907.00	845.00	653.00	
		実績	675.00	656.00		
	活動指標2 [件]	予定	3,974.00	2,978.00	2,456.00	
		実績	2,442.00	2,456.00		
	トータルコスト (千円)	予定		33,879	24,504	
実績		43,955	29,270			
総合評価	継続。地域包括支援センター、民生委員等による「人的見守り」を補完し、一人暮らし等の虚弱な高齢者が住み慣れたまちで安心して生活を続けられるように支援する施策として重要度は高い。また、18年度は、「高齢者安全確認・管理事業の再構築」終了後の初年度となり、事務事業の一層の効率化を図っていく方向性である。					
事業評価	事業の必要性	はい。提供するシステムは、一般的に購入できる機器であるが、虚弱な高齢者の多くが低所得者であることを考えると、区が助成し経済面の負担感を軽減する施策の重要性は高い。				
	民間活用	実施済。すでに民間委託を実施している。				
	成果向上余地	どちらとも言えない。15年度から導入したシステムであり、当面、システムの効果について検証する。また、今後も予想される機器の技術進歩を取り入れることや、「人的見守り」との連携強化による効果が考えられる。				
	経費削減余地	あまりない。事業者により低コストで運用可能な機器の開発や新規参入が進むよう働きかけを行うと同時に、区が真に助成すべき者の検討等により経費削減の可能性はある。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07200000

事務事業 041423

福祉部 高齢支援課

見守り型緊急通報システム等（高齢者）

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0	
		都道府県支出金	(2)		9,455	7,601	
		地方債	(3)		0	0	
		その他	(4)		0	0	
		一般財源	(5)		23,029	16,203	
	直接費	事業費	(6)		18,999	15,204	
	職員人件費	人件費	(7)		13,485	8,600	
		再雇用職員分	(8)		0	0	
		(職員数：賦課)	(9)		1.55	1.00	
		(職員数：配賦)	(10)				
		職員数合計(9)+(10)	(11)		1.55	1.00	
	調整額	間接費	(12)		0	0	
		(加算)減価償却費	(13)		0	0	
		(加算)金利	(14)		0	0	
		(加算)退職給与引当	(15)		1,395	700	
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0	
		(控除)雑収入	(17)		0	0	
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		1,395	700		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		33,879	24,504		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0		
		都道府県支出金	(21)	12,334	7,707		
		地方債	(22)	0	0		
		その他	(23)	11	15		
		一般財源	(24)	29,945	20,498		
	直接費	事業費	(25)	26,935	15,770		
	職員人件費	人件費	(26)	15,355	12,450		
		再雇用職員分	(27)	0	0		
		(職員数：賦課)	(28)	1.85	1.50		
		(職員数：配賦)	(29)				
		職員数合計(28)+(29)	(30)	1.85	1.50		
	調整額	間接費	(31)	0	0		
		(加算)減価償却費	(32)	0	0		
		(加算)金利	(33)	0	0		
		(加算)退職給与引当	(34)	1,665	1,050		
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0		
		(控除)雑収入	(36)	0	0		
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	1,665	1,050			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	43,955	29,270			

平成19年度 事務事業評価表

所属 07600000

福祉部 介護保険課

事務事業	041426 高額介護サービス費等貸付金					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	1割の自己負担額が一定の基準額を超えた者					
事務事業意図	一時的な負担の増加により自立した生活をおくるために必要な介護サービスを利用できないことを防ぎ、安心して介護保険サービスの利用ができるようにする。					
事務事業手段	【高額介護サービス費等貸付事業の概要】平成12年度より事業開始。介護サービス利用による費用を一時的に支払うことが困難な利用者に、高額介護サービス費・住宅改修費・福祉用具購入費等が支給されるまでの間、無利子で支給予定相当額を貸し付ける。 【貸付の基準】自己負担額の基準額 生活保護受給者又は区民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 15,000円・区民税非課税世帯でかつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 24,600円(17年10月から15,000円)・区民税非課税世帯で、かつ合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方 24,600円・その他の世帯37,200円					
根拠法令	(1)介護保険法 (2)高額介護サービス費等貸付金要綱					
現状と課題	介護サービス提供事業者が多数参入し、サービスの基盤整備が進んでいる。また、住宅改修費については、区と受領委任払いの協定を締結した住宅改修事業者を利用することにより、一時的な高額負担がなくなる。					
成果・活動指標	成果指標1：高額介護サービス費等貸付件数		目標	2007年度	4件	
	活動指標1：高額介護サービス費等貸付件数		目標	2007年度	4件	
目標達成状況	成果指標1 [件]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
		実績	9.00	4.00	4.00	
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	3.00	3.00	4.00	
		実績	1.00	0.00		
	活動指標2 [回]	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		960	930	
		実績	920	1,800		
総合評価	継続。制度そのものが法定されており、区の裁量部分がない。					
事業評価	事業の必要性	はい。採算性を度外視して無利子で貸し付ける低所得者対策としておこなうものである。				
	民間活用	実施困難。採算性を度外視しているため民間では困難である。				
	成果向上余地	いいえ。低所得者対策という制度の趣旨から「効果を上げる」概念がない。				
	経費削減余地	いいえ。低所得者対策という制度の趣旨から「コスト」概念がない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07600000

事務事業 041426

福祉部 介護保険課

高額介護サービス費等貸付金

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		3	0		
		都道府県支出金	(2)		20	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		20	0		
		一般財源	(5)		1,109	1,020		
	直接費	事業費	(6)		282	160		
	職員人件費	人件費	(7)		870	860		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.10	0.10		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.10	0.10		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		90	70		
		(控除)コスト対象外	(16)		282	160		
		(控除)雑収入	(17)		0			
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)			-192	-90		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			960	930		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	1	0			
		都道府県支出金	(21)	9	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	3	0			
		一般財源	(24)	907	1,660			
	直接費	事業費	(25)	90	0			
	職員人件費	人件費	(26)	830	1,660			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.10	0.20			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.10	0.20			
	調整額	間接費	(31)	0				
		(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	90	140			
		(控除)コスト対象外	(35)	90	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	0	140				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	920	1,800				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07600000

福祉部 介護保険課

事務事業	041427 介護保険円滑推進事業						
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	要支援・要介護認定者						
事務事業意図	(1)制度開始による低所得者に対する利用者負担の激変を緩和し、制度への理解を得ながら本来の利用者負担へスムーズに移行する。 (2)生計困難者の介護保険サービスの利用を促進する。 (3)重度の要介護者の在宅生活の継続及び向上を図る。						
事務事業手段	(1)【訪問介護(障害者ホームヘルプサービス)の利用者負担額の減額】平成12年度より事業開始。介護保険サービスを利用する前に区で実施する障害者ホームヘルプサービスを利用されていた方は、訪問介護の自己負担額が減額される。(2)【生計困難者に対する利用者負担額軽減】平成12年度より事業開始。事業者の訪問介護などのサービスを利用した場合、自己負担額を10%から5%(平成17年10月から7.5%)に減額する。(3)【家族介護慰労金支給】平成13年度より事業開始。介護サービスを利用せず、家族が介護を行った場合、条件を満たした方に家族への慰労金として10万円を支給する。						
根拠法令	(1)介護保険法						
現状と課題	制度開始時に低所得者に対して利用者負担の激変緩和策として実施した国の特別対策である。平成17年10月から居住費および食費が介護給付から除外となる。低所得者対策として補足給付を実施した。						
成果・活動指標	成果指標1:訪問介護負担軽減利用率 目標 2007年度 2% 活動指標1:訪問介護負担軽減延べ利用回数 活動指標2:生計困難者利用者負担軽減支給額						
目標達成状況	成果指標1 [%]	予定	平成17年度 2.00	平成18年度 2.00	平成19年度 2.00		
		実績	1.00	1.00			
	成果指標2 []	予定					
		実績					
	活動指標1 [回]	予定	15,995.00	15,995.00	15,995.00		
		実績	1,367.00	806.00			
	活動指標2 [円]	予定	4,591,659.00	4,525,000.00	1,644,000.00		
		実績	2,514,584.00	1,617,702.00			
	トータルコスト (千円)	予定		18,797	24,670		
		実績	15,438	26,408			
総合評価	継続。国が制度を存続させる限り継続する。						
事業評価	事業の必要性	はい。低所得者に対する利用者負担の激変緩和策として実施した国の特別対策のため、今後も継続していく。					
	民間活用	実施困難。民間委託は不可能である。					
	成果向上余地	いいえ。制度そのものが法定されており、区の裁量部分がない。					
	経費削減余地	いいえ。制度そのものが法定されており、区の裁量部分がない。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07600000

事務事業 041427

福祉部 介護保険課

介護保険円滑推進事業

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		181	582		
		都道府県支出金	(2)		1,035	3,579		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		898	0		
		一般財源	(5)		16,233	20,369		
	直接費	事業費	(6)		13,997	7,330		
	職員人件費	人件費	(7)		4,350	17,200		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		0.50	2.00		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		0.50	2.00		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		450	140		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		450	140			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			18,797	24,670		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	56	257			
		都道府県支出金	(21)	1,062	1,547			
		地方債	(22)	0	1,160			
		その他	(23)	411	0			
		一般財源	(24)	13,459	22,814			
	直接費	事業費	(25)	10,838	18,308			
	職員人件費	人件費	(26)	4,150	7,470			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	0.50	0.90			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	0.50	0.90			
	間接費	(31)	0					
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0				
		(加算)金利	(33)	0				
		(加算)退職給与引当	(34)	450	630			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0				
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	450	630				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	15,438	26,408				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07600000

福祉部 介護保険課

事務事業	041428 一般事務（介護保険）					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	葛飾区に在住の65才以上の方					
事務事業意図	必要なサービスが適正に受けられるよう、保険料収納の確保を図り、安定した介護保険制度の運営を図る。					
事務事業手段	平成12年度より事業開始 ・65才以上（第1号被保険者）の資格を管理し、被保険者証を発行する。 ・第1号被保険者の介護保険料は、世帯や所得の状況に応じて8段階に分ける。 ・介護保険条例及び特別会計の管理、統計処理等を行う。					
根拠法令	（1）介護保険法、同法施行令、同法施行規則 （2）介護保険条例、介護保険規則他					
現状と課題	平成18年度は、第3期介護保険事業計画スタートの年であり、所得段階を6段階から8段階に、また保険料を3,320円から3,650円に値上げする。今後、保険料の収納率向上、適切なサービス利用を図るため、さらに制度の周知に努め区民の理解を得る必要がある。					
成果・活動指標	成果指標1：普通徴収収納率 目標 2010年度までに92% 活動指標1：滞納通知の送付					
目標達成状況			平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	成果指標1 [%]	予定	88.79	89.77	89.77	
		実績	88.52	87.07		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [件]	予定	91,500.00	94,000.00	96,500.00	
		実績	63,006.00	66,205.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		136,063	187,391	
実績		161,284	133,008			
総合評価	継続。法定事務で政策判断の余地がない事業であるため継続する。					
事業評価	事業の必要性	はい。区が保険者となることが法定されている。				
	民間活用	実施困難。法定事務のため民間委託は不可能である。				
	成果向上余地	いいえ。制度そのものが法定されており、区の裁量部分がない。				
	経費削減余地	いいえ。制度そのものが法定されており、区の裁量部分がない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07600000

事務事業 041428

福祉部 介護保険課

一般事務（介護保険）

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		126	3		
		一般財源	(5)		135,190	177,728		
	直接費	事業費	(6)		63,106	59,051		
	職員人件費	人件費	(7)		72,210	118,680		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		8.30	13.80		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		8.30	13.80		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		747	9,660		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		747	9,660			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		136,063	187,391			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	78	127			
		一般財源	(24)	153,736	127,141			
	直接費	事業費	(25)	78,424	51,808			
	職員人件費	人件費	(26)	72,590	75,460			
		再雇用職員分	(27)	2,800	0			
		(職員数：賦課)	(28)	9.30	10.20			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	9.30	10.20			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	7,470	5,740			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	7,470	5,740				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	161,284	133,008				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07600000

福祉部 介護保険課

事務事業	041429 介護認定審査会運営					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	葛飾区に在住の65才以上の方（40才以上で特定疾病が原因の方も含む）で介護の必要な方					
事務事業意図	日常生活への支援及び介護が必要な方が要支援・要介護認定を受け、必要なサービスを利用することにより安定した生活を営んでいる。					
事務事業手段	平成11年度より事業開始。申請者宅等を現地調査するとともに、主治医意見書を徴取し、取り揃えた訪問調査票や主治医意見書をもとに介護認定審査会において要支援・要介護度を審査・判定する。介護認定審査会は、医療・保健・福祉の専門家で構成され、謝礼金は、委員長22,000円/回、その他の委員は20,000円/回で延べ計554回開催する。認定の結果は、原則として申請日から30日以内に知らせる。					
根拠法令	(1) 介護保険法、同法施行法、同法施行規則 (2) 介護保険条例 他					
現状と課題	介護保険制度の開始から7年目となり、認定者及び利用者が増加しており順調に事業運営が行われている。					
成果・活動指標	成果指標1：介護認定審査会開催回数 目標 2007年度 587回 活動指標1：介護認定調査対象者数					
目標達成状況	成果指標1 [回]	予定	平成17年度 538.00	平成18年度 473.00	平成19年度 587.00	
		実績	554.00	532.00		
	成果指標2 []	予定				
		実績				
	活動指標1 [人]	予定	16,138.00	17,496.00	17,900.00	
		実績	13,580.00	16,015.00		
	活動指標2 []	予定				
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		213,680	248,412	
		実績	205,821	207,618		
総合評価	継続。制度そのものが法定されており、介護認定審査会を実施することは介護度を認定する上で不可欠であり、制度が存続する限り継続する。					
事業評価	事業の必要性	はい。制度そのものが法定されており、介護サービスを提供する上で、現地調査や主治医意見書をもとにした介護認定審査会を実施することは申請者の介護度を認定するために必要不可欠である。				
	民間活用	実施困難。制度そのものが法定されており、民間委託は不可能である。				
	成果向上余地	いいえ。制度そのものが法定されており、区の裁量部分がない。				
	経費削減余地	いいえ。制度そのものが法定されており、区の裁量部分がない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07600000

事務事業 041429

福祉部 介護保険課

介護認定審査会運営

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		959	1,584		
		一般財源	(5)		204,981	239,828		
	直接費	事業費	(6)		131,120	155,412		
	職員人件費	人件費	(7)		74,820	86,000		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		8.60	10.00		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		8.60	10.00		
	間接費	(12)		0	0			
	調整額	(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		7,740	7,000		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		7,740	7,000			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		213,680	248,412			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	761	1,007			
		一般財源	(24)	197,320	200,451			
	直接費	事業費	(25)	126,701	128,418			
	職員人件費	人件費	(26)	71,380	73,040			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	8.60	8.80			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	8.60	8.80			
	間接費	(31)	0	0				
	調整額	(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	7,740	6,160			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	7,740	6,160				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	205,821	207,618				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07600000

福祉部 介護保険課

事務事業	041430 介護認定調査						
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援		
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否	
	***		***		***		
対象	葛飾区に在住の65才以上の方（40才以上で特定疾病が原因の方も含む）で介護の必要な方						
事務事業意図	日常生活への支援及び介護が必要な方が要支援・要介護認定を受け、必要なサービスを利用することにより安定した生活を営んでいる。						
事務事業手段	平成11年度より事業開始。支援及び介護が必要な被保険者の要支援・要介護認定の申請は、介護保険課、保健所、各保健センターなど区の窓口で受け付ける。訪問調査は、区の職員または区の委託を受けた居宅介護支援事業者のケアマネジャーが訪問日を相談の上申請者宅や入院先の病院等に伺う。						
根拠法令	（1）介護保険法、同法施行法、同法施行規則 （2）介護保険条例 他						
現状と課題	介護保険制度の開始から7年目となり、認定者及び利用者が増加しており順調に事業運営が行われている。平成18年度は、介護保険法の改正により新規調査について区の職員が実施している。						
成果・活動指標	成果指標1：介護認定調査対象者数 目標 2007年度 17900人 活動指標1：介護認定調査対象者数						
目標達成状況	成果指標1 [人]	予定	平成17年度 16,138.00	平成18年度 17,496.00	平成19年度 17,900.00		
		実績	13,580.00	16,015.00			
	成果指標2 []	予定					
		実績					
	活動指標1 [人]	予定	16,138.00	17,496.00	17,900.00		
		実績	13,580.00	16,015.00			
	活動指標2 []	予定					
		実績					
	トータルコスト (千円)	予定		138,905	162,847		
		実績	129,273	132,350			
総合評価	継続。制度そのものが法定されており、介護サービスを実施する上で、介護認定調査は今後とも、継続していくべきものである。						
事業評価	事業の必要性	はい。制度そのものが法定されており、介護サービスを受ける方の介護度を調査することは介護サービスを提供する上で、必要不可欠である。					
	民間活用	実施困難。制度そのものが法定されており、民間委託は不可能である。					
	成果向上余地	いいえ。制度そのものが法定されており、区の裁量部分がない。					
	経費削減余地	いいえ。コストは人件費であり、コスト削減は困難である。					

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07600000

事務事業 041430

福祉部 介護保険課

介護認定調査

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		0	0		
		都道府県支出金	(2)		0	0		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		0	0		
		一般財源	(5)		131,885	156,547		
	直接費	事業費	(6)		64,025	79,147		
	職員人件費	人件費	(7)		67,860	77,400		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		7.80	9.00		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		7.80	9.00		
	調整額	間接費	(12)		0	0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		7,020	6,300		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
	調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		7,020	6,300			
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)		138,905	162,847			
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	0	0			
		都道府県支出金	(21)	0	0			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	0	0			
		一般財源	(24)	122,253	127,730			
	直接費	事業費	(25)	57,513	72,950			
	職員人件費	人件費	(26)	64,740	54,780			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	7.80	6.60			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	7.80	6.60			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	7,020	4,620			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
	調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	7,020	4,620				
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	129,273	132,350				

平成19年度 事務事業評価表

所属 07600000

福祉部 介護保険課

事務事業	041431 保険給付（介護保険）					
	事業区分	経常事業	施策体系	0414	高齢者生活支援	
区分	評価者	所管課長	存廃判断	否	NPO協働	否
	***		***		***	
対象	介護サービス受給者					
事務事業意図	日常生活への支援及び介護が必要な方が要介護認定を受け、必要なサービスの提供を受ける。					
事務事業手段	平成12年度より事業開始。介護サービスを利用した要支援・要介護者は、介護報酬の1割を事業者に支払い事業者は9割を保険請求する。区は、事業者の請求に基づき、国保連を通じ介護保険給付費を支給する。					
根拠法令	(1) 介護保険法、同法施行令、同法施行規則 (2) 介護保険条例、介護保険規則他					
現状と課題	介護保険制度の開始から7年目となり、認定者及び利用者が増加しており、順調に事業運営が行われている。今後さらなる増加が見込まれており、給付費の適正な支給が課題となる。					
成果・活動指標	成果指標1：給付費の請求件数		目標	2007年度	276,988件	
	成果指標2：給付費の請求人数		目標	2007年度	10,600人	
	活動指標1：第1号被保険者数					
目標達成状況	成果指標1 [件]	予定	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
		実績	265,202.00	271,026.00	276,988.00	
	成果指標2 [人]	予定	260,002.00	313,962.00		
		実績	10,149.00	10,372.00	10,600.00	
	活動指標1 [人]	予定	9,950.00	10,070.00		
		実績	84,141.00	87,665.00	90,241.00	
	活動指標2 []	予定	84,217.00	86,959.00		
		実績				
	トータルコスト (千円)	予定		19,339,821	20,500,673	
		実績	17,137,966	17,783,207		
総合評価	継続。国が制度を存続させる限り継続する。					
事業評価	事業の必要性	はい。区が保険者となることが法定されている。				
	民間活用	実施困難。民間委託は不可能である。				
	成果向上余地	いいえ。制度そのものが法定されており、区の裁量部分がない。				
	経費削減余地	いいえ。制度そのものが法定されており、区の裁量部分がない。				

コスト分析表

年 度 平成19年度

所 属 07600000

事務事業 041431

福祉部 介護保険課

保険給付（介護保険）

事業期間 平成17年度 ~ 平成19年度

(単位：千円)

		NO	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
予 定	財源内訳	国庫支出金	(1)		4,114,472	4,418,717		
		都道府県支出金	(2)		2,879,937	3,013,148		
		地方債	(3)		0	0		
		その他	(4)		9,874,347	10,488,017		
		一般財源	(5)		2,467,825	2,578,691		
	直接費	事業費	(6)		19,289,601	20,472,773		
	職員人件費	人件費	(7)		46,980	25,800		
		再雇用職員分	(8)		0	0		
		(職員数：賦課)	(9)		5.40	3.00		
		(職員数：配賦)	(10)					
		職員数合計(9)+(10)	(11)		5.40	3.00		
	調整額	間接費	(12)			0		
		(加算)減価償却費	(13)		0	0		
		(加算)金利	(14)		0	0		
		(加算)退職給与引当	(15)		3,240	2,100		
		(控除)コスト対象外	(16)		0	0		
		(控除)雑収入	(17)		0	0		
		調整額計 (13)+(14)+(15)-(16)-(17)	(18)		3,240	2,100		
	トータルコスト (6)+(7)+(8)+(12)+(18)	(19)			19,339,821	20,500,673		
実 績	財源内訳	国庫支出金	(20)	4,050,428	3,787,033			
		都道府県支出金	(21)	2,353,627	2,649,145			
		地方債	(22)	0	0			
		その他	(23)	8,347,164	9,085,323			
		一般財源	(24)	2,383,507	2,257,996			
	直接費	事業費	(25)	17,104,846	17,735,507			
	職員人件費	人件費	(26)	29,880	43,990			
		再雇用職員分	(27)	0	0			
		(職員数：賦課)	(28)	3.60	5.30			
		(職員数：配賦)	(29)					
		職員数合計(28)+(29)	(30)	3.60	5.30			
	調整額	間接費	(31)	0	0			
		(加算)減価償却費	(32)	0	0			
		(加算)金利	(33)	0	0			
		(加算)退職給与引当	(34)	3,240	3,710			
		(控除)コスト対象外	(35)	0	0			
		(控除)雑収入	(36)	0	0			
		調整額計 (32)+(33)+(34)-(35)-(36)	(37)	3,240	3,710			
	トータルコスト (25)+(26)+(27)+(31)+(37)	(38)	17,137,966	17,783,207				